

### 戸建て木造住宅耐震改修等事業を実施しています



詳しくは町建設課におたずねください

#### ■甲佐町戸建て木造住宅耐震改修等事業は補助率を見直し

町では、甲佐町に所在する戸建て木造住宅の耐震性向上の耐震改修などの工事などについて支援を行っています。

今回、耐震化をより進めるために、耐震設計と合わせて、耐震改修工事または建替えを一括して行う場合で一定の要件を満たすものについて、補助率を高めた補助を始めました。

#### ●対象の住宅

次に掲げる要件を全て満たす住宅  
 ・町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの

・在来軸組工法、枠組壁工法または伝統的工法によって建築された地上階数が3以下のもの  
 ・昭和56年5月31日以前に着工したもので、または平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの  
 ・過去に同一事業への補助金の交付を受けたことがないもの

#### ●対象者

・住宅の所有者  
 ・税金などに滞納がない者

#### ■新規の補助事業を創設

新規の補助事業は、次のとおりです。

#### ●耐震改修設計・耐震改修工事一括

①対象  
 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

②補助率  
 ・125万円以下（補助対象工事費80万円以内）  
 ・125万円超（補助対象工事費125万円超（補助対象工事費×24割+70万円以内）

●建替え（設計・工事一括）工事費補助  
 ※補助限度額130万円

①対象  
 ・被災者生活再建支援金の支給対象でないもの

②補助率  
 ・125万円以下（補助対象工事費80万円以内）  
 ・125万円超（補助対象工事費×24割+70万円以内）

戸建て木造住宅耐震改修等事業についての詳細は、町建設課にお問い合わせください。

対象でないもの

・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

#### ②補助率

・125万円以下（補助対象工事費80万円以内）  
 ・125万円超（補助対象工事費×24割+70万円以内）

※補助限度額130万円

#### ■既存の補助事業

既存の補助事業は、次のとおりです。引き続き実施しています。

#### ●耐震改修設計費補助

①補助率  
 補助対象事業費の3分の2（補助上限額20万円）

#### ●耐震改修工事

①対象  
 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

②補助率  
 ・200万円以下（補助対象事業費50万円以内）  
 ・200万円超（補助対象事業費×11・5割+77万円以内）

※補助限度額118万1,000円

●建替え工事費補助  
 ①対象  
 ・被災者生活再建支援金の支給対象でないもの

②補助率  
 ・200万円以下（補助対象事業費50万円以内）  
 ・200万円超（補助対象事業費×23割+54万円以内）

対象でないもの

・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

#### ②補助率

・200万円以下（補助対象事業費50万円以内）  
 ・200万円超261万円未満（補助対象事業費×23割+54万円以内）

・261万円以上（補助対象事業費×11・5割+84万円以内）  
 ※補助限度額125万1,000円

#### ●耐震シェルター工事費補助

①対象  
 昭和56年6月1日以降に着工したものに 대해서는次に該当するもの

・平成28年熊本地震で「全壊」「大規模半壊」と認定されたもの  
 ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

②補助率  
 2分の1以内（補助限度額20万円）

●申し込み期限  
 平成30年12月21日（金）午後5時まで  
 ※土・日曜日、祝日は除きます。

町建設課 ☎ 096-234-1183(内線 161)

国民健康保険・後期高齢者医療保険

第三者の行為によって  
傷害を受けたら届け出を



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

■交通事故などの第三者行為は  
町へ届け出が必要です

交通事故や飼い犬にかまれるなど、第三者の行為によって疾病や負傷をすることを「第三者行為」といいます。国民健康保険被保険者や後期高齢者医療保険被保険者が第三者行為によって傷害を受けた場合、被害者の過失割合部分を除いて、医療費は加害者が負担することになります。

その場合、それぞれの健康保険で保険診療は受けられますが、町住民生活課への届け出が必要となります。

第三者行為による医療費は、国民健康保険および後期高齢者医療保険（保険者）が一時立て替えて支払います。その後、町に届け出

をすると、立て替え分を保険者が加害者に代理請求します。

届け出の前に加害者と示談を結ぶとその内容が優先し、国民健康保険および後期高齢者医療保険での保険診療扱いをすることができなくなる場合があります。示談を結ぶ前に、必ず町住民生活課保険係へ届け出てください。

●第三者の行為の例

- ・交通事故やけんかによる傷害
- ・車同士の交通事故による同乗者のけが
- ・未成年者などの不法行為による他人への損害
- ・飼い犬かみつきのによる傷害

■交通事故に遭った場合は

交通事故に遭ったら、すみやかに警察に届け「交通事故証明書」を申請しましょう。

●けがをして医療機関などで治療を受けるときは

- ①第三者行為（交通事故や傷害事故）であることを医療機関などの窓口で申し出ましょう。
- ②町へ「第三者行為による被害届」などを提出しましょう。（届出義務があります）

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 106)

国民年金

■マイナンバーでの国民年金  
の手続きが開始されました

平成30年3月5日（月）から、市区町村および年金事務所の窓口では、国民年金の加入手続きや国民年金保険料の免除の申請、老齢基礎年金の請求の手続きが、マイナンバー（個人番号）を使用して行えるようになりました。

マイナンバーで手続きを行うときは、マイナンバーカードなどのマイナンバーが確認できる書類、本人の身元が確認できる書類を市区町村または年金事務所の窓口にお持ちください。

※マイナンバーの記載が困難な場合は、引き続き基礎年金番号を使用して各種手続きを行うこともできます。

■マイナンバーで手続きを行う  
際に準備いただくもの

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードをお持ちでない場合は、①と②の中から1点ずつお持ちください。

①通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し

②運転免許証、旅券（パスポート）、在留カードなど

マイナンバーを確認できる書類をお持ちでない方は、年金手帳または年金証書などの基礎年金番号の分かる書類をお持ちください。

●マイナンバーを使用して行える  
手続き

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・国民年金保険料学生納付特例申請書
- ・国民年金保険料免除期間納付申出書
- ・国民年金保険料クレジット納付（変更）申出書
- ・国民年金被保険者住所変更報告書（転出）・取消報告書
- ・年金請求（国民年金・厚生年金保険老齢給付）
- ・未支給年金請求書（国民年金・厚生年金・船員保険・共済年金）

マイナンバーによる  
国民年金の手続きが開始



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 104)